

## ○福島市水道局水源保全活動補助金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日 水道局要綱第 8 号  
改正 令和 4 年 4 月 1 日 水道局要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、摺上川ダム上流域等の水道水源の水質保全を図るための、水源保全活動（以下「保全活動」という。）を実施する団体等に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 補助金の交付対象となる保全活動とは営利を目的としない次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 水道水源地域における清掃、植林、下草刈り、除伐・間伐、枝打ちなどの作業
- (2) 水道水源地域の水質保全に係る啓発活動
- (3) その他水道水源の水質保全を図るために有効と認められる活動

(補助金の交付を受けようとする者の資格)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は福島市内の事業者等又は 5 名以上の市民で構成された団体等で、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 政治・宗教を目的としていないこと。
- (2) 福島市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等がその構成員ではないこと。

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（100 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）
  - (2) 前号のほか福島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた額
- 2 前項各号に掲げる額は予算の範囲内で 2 万円を上限とする。

(交付の申請)

第 5 条 申請者は、福島市水道局水源保全活動補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第 6 条 管理者は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 保全活動の内容又は保全活動に要する経費の 20% 以上の配分の変更をしようとする場合においては、速やかに管理者の承認を受けること。
- (2) 保全活動を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに管理者の承認を受けること。
- (3) 保全活動が予定の期間内に完了しない場合又は保全活動の遂行が困難となった

場合においては、速やかに管理者に報告してその指示を受けること。

- (4) 保全活動の完了により当該団体等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を水道局に納付すること。
- (5) その他管理者が必要と認める条件

(補助金の交付の決定)

第7条 管理者は、申請者から補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 管理者は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 管理者は、補助金の交付の決定をした場合は、速やかに補助金交付（変更）決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(保全活動の内容変更等の手続)

第10条 申請者は、第6条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、補助事業計画変更・中止申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 第8条の規定は、第6条第1項第1号又は第2号の承認をした場合について準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 管理者は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、保全活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 管理者が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、保全活動の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 申込者が、その責めに帰すべき事情によらないで、保全活動を遂行することができなくなった場合

- 3 第8条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(保全活動の遂行)

第12条 申請者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、活動を管理する善良な代表者の注意をもって保全活動を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告又は調査)

第13条 管理者は、必要に応じ、保全活動の遂行について申請者から報告を求め、又は調査をすることができる。

(保全活動の遂行の指示等)

第14条 管理者は、申請者の報告等により、その者の保全活動が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該保全活動を遂行すべきことを指示するものとする。

2 管理者は、申請者が前項の規定による指示に従わなかったときは、その者に対し、当該保全活動の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 申請者は、保全活動が完了したとき(保全活動の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに保全活動の成果を記載した補助事業完了報告書(様式第4号)を次に掲げる書類を添えて、管理者に報告しなければならない。

- (1) 保全活動に係る収支決算書
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第16条 管理者は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る保全活動の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 管理者は、第15条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る保全活動の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該保全活動につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該申請者に対し、指示するものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う保全活動について準用する。

(補助金の交付)

第18条 補助金は、第16条の規定により額を確定した後に申請者の請求により交付するものとする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、保全活動の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、福島市水道局水源保全活動補助金交付請求書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、申請者から前項に基づく請求書が提出されたときは、補助金を申請者の指定した口座に振替払いするものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、保全活動に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は管理者の指示若しくは命令に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第20条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、保全活動の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 管理者は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第21条 管理者は、補助金の交付の決定の取消し、保全活動の遂行若しくは一時停止の命令又は保全活動の是正のための措置の命令をするときは、当該申請者に対し、その理由を示さなければならない。

(請求権の期限)

第22条 交付金の請求期限は交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日までとする。その日を経過した場合は交付金の請求権を失う。

2 前項における年度とは4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整理等)

第23条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して3年間保存しておかななければならない。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、保全活動の遂行に関し必要な事項は、管理者が決定する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

○補助対象の経費は、水源保全活動に直接使用するものでおおむね次のものを対象とする。

材料費	苗木代・肥料代・記念標柱（簡易なものに限る）等
消耗品費	手袋（軍手など）、ゴミ袋、ほうき、ちり取り、熊手、スコップ、草刈り鎌、ノコギリ、草刈刃、チェーンソーオイル、事務用品等
燃料費	ガソリン代（混合油含む）等
印刷費	コピー代、写真代等
保険料	参加者の損害保険料等
食料費	弁当、お茶代等 （1人あたりの補助額は、300円を上限とする。）